

【別記 2】

燃料費等の額の調整に係る特記仕様書

紫波斎苑かたくりの丘管理運営業務に関する基本協定書第 6 条第 4 項に定める指定管理料の額の変更については、本特記仕様書の定めるによるものとする。

1 対象とする燃料費等

電気料、火葬用燃料費、除雪用小型ローダーの燃料費、上下水道料、電話料、放送受信料（以下「燃料費等」という。）の使用状況を踏まえ町と指定管理者が協議の上、指定管理料の額の調整を行うものとする。

2 指定管理者が費用負担する燃料費等の決定方法

（1）令和 7 年度

- ① 令和 7 年度の予算の範囲内で指定管理料として協定を締結する。
- ② 令和 7 年 4 月利用分から令和 8 年 3 月利用分までの支払実績で額の調整を行い、予算の範囲内で指定管理料の変更を行う。

（2）令和 8 年度

- ① 令和 8 年度の予算の範囲内で指定管理料として協定を締結する。
- ② 令和 8 年 4 月利用分から令和 9 年 3 月利用分までの支払実績で額の調整を行い、予算の範囲内で指定管理料の変更を行う。

（3）令和 9 年度

- ① 令和 9 年度の予算の範囲内で指定管理料として協定を締結する。
- ② 令和 9 年 4 月利用分から令和 10 年 3 月利用分までの支払実績で額の調整を行い、予算の範囲内で指定管理料の変更を行う。

3 完了期限

町と指定管理者は指定管理料の額の変更に係る手続きを原則として当該年度末までに完了させることとする。ただし、当該年度末までに手続きを完了させることが困難な場合は、町と指定管理者で協議の上、別途手続きの完了期限を設定することができる。